

秘密事項を陳述し得る範圍を擴張し、

(三) 官吏が外國の君主又は政府より勳章等

を受けける場合の許可その他につき必要

の改正を施すこととする。

按ずるに、本件の二勅令は、いずれも改正憲法

の趣旨に副うよう、官吏任用敍級令及び官吏

服務紀律の條項に所要の改正を加えんとす

るものであり、妥當の措置と認められる。よつ

て本件はこの儘これを可決して然るべきも

のと思料する。

右謹で審査の結果を報告する。

議長(清水)

別に御発言もないから、第二読会以

下を省略して、直ちに採決する。本宗賛成の各

位の起立を請う。

(全員起立)

議長(清水)

全会一致可決された。

○

議長(清水)

次に、

皇室典範及皇室典範増補廢止ノ件

皇室令及附属法令廢止ノ件

以上二件を一括して議題に供し、第一読会を開き朗読を省略して、直ちに審査の結果を報告せしむ。

報告員

諸橋

謹でこの二件を審査するに、その

要旨は左の通りである。

第一 皇室典範及皇室典範増補廢止ノ件

日本國憲法の規定にもとづく皇室典範は、本院の詢議と帝國議會の協賛を経て、既に法律として裁可公布せられ、従つて現行の

皇室典範及び皇室典範増補は、日本國憲法が施行せられる本年五月三日以後は、存続の要がなく、なる訳であるが、日本國憲法を以て、これらの規程を廢止することは、法系統の上から困難があるので、典範改正の手續に準じ、本件を以て、明治二十二年裁定の皇室典範並びに明治四十年及び大正七年裁定の皇室典範増補は、本年五月二日限りこれを廢止しようとするものである。

第二 皇室令及附属法令廢止ノ件

皇室令及び附属法令は、その根據規程である現行の皇室典範が廢止されるに伴い当然これを廢止する必要があるので本件を以て皇室令及び附属法令は本年五月二日限りこれを廢止しようとするものである。按ずるに、本案の二件は、いずれも日本國憲法の施行に伴う必要な措置であつて、別に支障の廉を認めない。よつて本案の二件は、この儘これを可決されて然るべきものと思料する。右謹で、審査の結果を報告する。

議長(清水) 別に御発言もないから、第二読会以下を省略して、直ちに採決する。本案賛成の各位の起立を請ふ。

(全員起立)
議長(清水) 全会一致可決された。

議長(清水) 〇 次に、

樞密院官制及事務規程等の廢止に関する勅令